

中間検査の対象建築物及び特定工程について【適用日：令和8年7月1日より】

検査対象建築物	
木造住宅	地階を除く階数が2以上 又は床面積200㎡超（一戸建て住宅、長屋、共同住宅又はこれらの用途部分を有する建築物）
木造住宅以外	地階を除く階数が3以上又は床面積500㎡超

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事	壁の外装工事及び内装工事
鉄骨造	1階の鉄骨の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装工事及び内装工事
鉄筋 コンクリート造	地階を除く階数が1の場合	屋根版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
	地階を除く階数が2以上の場合	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該配筋工事を現場で施工しない場合にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの取り付け工事）
鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の鉄骨の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートの打込み工事
併用構造	上記の構造の区分に応じた特定工程	特定工程の区分に応じた特定工程後の工程の工事

（2以上の建築物が該当する場合は、これらの建築物ごと）

中間検査の適用を受けない建築物（適用除外）

- ・ 法第18条の適用を受ける建築物
- ・ 法第68条の10第1項の規定に基づき型式適合認定を受けた建築物のうち、建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げるもの（法第68条の11第1項の認証を受けた者により製造されるものに限る。）を使用した建築物
- ・ 法第85条の適用を受ける仮設建築物
- ・ 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成13年国土交通省告示第1540号）に従った構造の建築物
- ・ 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成14年国土交通省告示第411号）に従った構造の建築物
- ・ 木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和7年国土交通省告示第250号）に従った構造の建築物
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条第1項の規定による新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請に係る建築物